

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請します。

令和4年8月12日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度名古屋高速道路料金改定に伴う交通変動分析業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、令和3年5月1日から名古屋高速道路の料金体系が改定された影響を多様な観点から分析し、料金改定前から残存または、新たに顕在化する課題等を抽出・整理し、その対応策の提案、想定効果の検証を行うものである。
また、あわせて経年比較を継続的に確認できるよう、集計を行うプログラムを汎用性の高い仕様で制作するものである。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和5年12月15日（金）まで
- (4) 本手続は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものです。

2 応募要件

次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び技術提案書（以下「参加表明書等」という。）の提出日から契約締結するまでの期間において、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 令和4・5年度の一般競争有資格業者の決定を建設コンサルタント（道路）で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 参加表明書等の提出日から契約締結するまでの期間において、工事等の契約に係る指名

停止等の取扱要領（平成9年通達第8号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
- ①愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) 平成24年度以降参加表明書提出日までに完了した公社又は他機関（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、広島高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社をいう。）が発注した同種業務の実績を有すること。
- ここでの同種業務とは、テクリス業務分野における「道路^{*1}」において実施した交通影響、交通特性又は交通解析に関する業務^{*2}をいう。
- ※1 テクリスの業務分野によること。
 - ※2 テクリスの業務概要、業務の仕様書等により同種業務であることが確認できること。
 - ※3 テクリスで業務内容が判断出来ない場合、内容が確認出来る業務計画書等の書類を提出すること。
- (8) 配置予定管理技術者については、以下に掲げるいずれかの資格を有すること。
- ① 技術士〔建設部門「都市及び地方計画」〕又は〔建設部門「道路」〕
 - ② 技術士〔総合技術監理部門（建設－「都市及び地方計画」）又は総合技術監理部門（建設－「道路」）〕
 - ③ R C C M〔都市計画及び地方計画部門〕又は〔道路部門〕
- (9) 配置予定管理技術者は、(7)の実績を有すること。
- なお、詳細は入札説明書によります。
- (10) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

3 手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 総務部総務課（契約担当）
電話052-919-5642

(2) 参加表明書等の提出期間、方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、参加表明書等を提出して下さい。

ア 期 間 令和4年8月12日（金）から令和4年9月8日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで

イ 方 法 3（1）の公社総務課あて、「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）により送付（必着）してください。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

(3) 応募要件の確認結果は、令和4年9月21日（水）までに通知します。

(4) 応募要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

応募要件を満たしていないと認められた者は、理事長に対して理由について、次に従い、書面（様式第6）により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和4年9月29日（木）午後4時00分まで

イ 提出場所 公社総務課

ウ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、令和4年10月4日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

(5) プレゼンテーションの実施

配置予定管理技術者の専門技術力の確認や業務への取り組み意欲等を確認するため、原則としてプレゼンテーションを実施するものとします。プレゼンテーションは提出された技術提案書の評価により、原則として上位5者をプレゼンテーション実施者として選定するものとします。ただし、第5位の者が同点の場合は6者以上のプレゼンテーション実施者を選定するものとします。プレゼンテーションは、業務実施体制（様式第2の4）に記載された配置予定管理技術者が行うものとします。プレゼンテーションの実施方法や日時等の詳細内容は、令和4年9月21日（水）までに別途通知します。

プレゼンテーションでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しません。

ア 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない

イ 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない

(6) プレゼンテーション対象者に選定されなかった者（以下、「選定されなかった者」）に対する理由の説明

ア 選定されなかった者は、理事長に対して選定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第7）により説明を求めることができます。

①提出期限 令和4年9月29日（木）午後4時00分まで

②提出場所 公社総務課

③提出方法 3（4）ウに同じ

イ 理事長は、説明を求められたときは、令和4年10月4日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) 技術提案書の特定等

ア 技術提案書が特定された者に対しては、令和4年10月5日（水）（予定）までに通知します。

イ 技術提案書が特定されなかった者に対しては、(7)アに掲げる日までに、特定され

なかった旨とその理由を通知します。

(8) 技術提案書が特定されなかった者（以下、「特定されなかった者」）に対する理由の説明

ア 特定されなかった者は、理事長に対して特定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第8）により説明を求めることができます。

①提出期限 令和4年10月13日（木）午後4時00分まで

②提出場所 公社総務課

③提出方法 3（4）ウに同じ

イ 理事長は、説明を求められたときは、令和4年10月18日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

(4) 詳細については説明書によります。

(5) 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

簡易公募型プロポーザル方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとする。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加表明書等を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したのものとして業務実績の対象とする。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加表明書等提出日の前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととする。

4 業務実績の対象とする項目

(1) 応募要件の資格

ア 企業の業務実績

イ 配置予定技術者の業務実績

(2) 簡易公募型プロポーザル方式の評価項目

ア 企業に関する事項の業務の実績

イ 技術者及び業務従事者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

以下の資料を添付すること。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類

(2) 業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類